

答え合わせ・解説

問1	答え 3 司法権	日本の政治制度では、権力の集中を防ぎ国民の権利を守るために、国家権力を三つの機関に分担させています。国会が法律を作る「立法」、内閣が法律を執行する「行政」に対し、裁判所が法を解釈・適用して争いを裁く役割が「司法」です。この三権が互いに抑制し合い、均衡を保つ仕組みを三権分立と呼びます。
問2	答え 1 内閣が条約を締結する権限を持つが、事前に、または事後の承諾として国会の承認を得る必要がある。	日本国憲法第73条において、条約を締結する権限は内閣に属するとされています。しかし、条約は国内法と同様に国民の権利や義務に大きな影響を与えるため、民主主義の観点から国民の代表機関である国会によるチェックが必要です。そのため、原則として事前に、緊急時などやむを得ない場合には事後に、国会の承認を得ることが義務付けられています。
問3	答え 1 法曹人口を増やし、裁判にかかる時間の短縮や、国民が法的な助けを受けやすい環境を整えるため	日本は欧米諸国と比較して人口10万人あたりの法曹人口（裁判官・検察官・弁護士）が非常に少ないため、裁判が長期化したり、日常生活でのトラブルを法的に解決することが難しかったりする問題がありました。そこで、司法制度改革によって法曹人口の拡大を図り、国民にとって「身近で、迅速で、頼りがいのある司法」を実現することを目指しています。これに伴い、法テラス（日本司法支援センター）の設立なども行われました。
問4	答え 1 常会（通常国会）	憲法および国会法に基づき、毎年1回、1月中に召集される国会は常会（通常国会）と呼ばれます。主な目的は次年度の予算案を審議することであり、会期は150日間ですが、1回に限り延長が認められています。十月に衆議院が解散されたり、特定の法律案のために臨時に開かれたりするものとは区別されます。
問5	答え 3 内閣が一致団結して、国会に対し連帯して責任を負う	議院内閣制は、内閣が国会の信任に基づいて成立する制度です。そのため、行政運営において何らかの問題が生じたり、方針が否定されたりした場合には、特定の大臣だけでなく内閣全体が一枚岩となって国会に責任を果たさなければなりません。日本国憲法第66条第3項では、この仕組みを「連帯して責任を負ふ」と表現しています。
問6	答え 1 違憲審査制	憲法は国家の最高法規であるため、国会が制定する法律や内閣が行う行政処分がこれに背くことは許されません。裁判所が具体的な事件を裁判する際、その根拠となる法が憲法に違反していないかを判断（憲法判断）することで、基本的人権を守り、権力の暴走を防ぐ役割を果たしています。
問7	答え 1 臨時会（臨時国会）	日本国憲法第53条に基づき、特定の案件を審議するために随時開催される国会です。毎年1回、1月中に召集されることが法律で決まっている常会や、衆議院の解散・総選挙後に行われる特別会とは、召集のきっかけが明確に区別されています。国会議員の一定数による要求は、野党などの少数意見を国政に反映させるための仕組みとしての側面も持っています。
問8	答え 1 国のきまりである法律を制定し、内閣が他国と結んだ条約を承認する権限。	憲法第41条において、国会は「国権の最高機関」であり「国の唯一の立法機関」と定められています。そのため、国の基本的なルールである法律を制定する権限を持っています。また、外国との約束である条約については、実務的な締結は内閣が行いますが、その内容を認める「条約の承認」は国会の重要な役割です。政令の制定や予算の執行は行政権を持つ内閣の仕事であり、条例の制定は地方議会の権限であるため、これらと混同しないように注意が必要です。
問9	答え 1 特定の機関への権力の集中を防ぎ、国民の権利や自由を守るため	国家権力が一つの機関や個人に集中すると、その権力が乱用され、国民の人権が侵害される危険性が高まります。これを防ぐために、フランスのモンテスキューなどが唱えた三権分立の考えに基づき、権力を分散させて互いに監視させることで、国民の自由と人権を保障することを目指しています。